⑬　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）
⑭　トンネル非常用設備工事(消防施設工事)
⑮　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）
⑯　塗装工事（塗装工事）
⑰　造園工事（造園工事）
⑱　のり面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　防水工事）
⑲　防護さく工事（とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事）
⑳　遮音壁工事（土木一式工事　建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事）
㉑　標識工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　機械器具設置工事）
㉒　区画線工事（塗装工事）
㉓　軌道工事（土木一式工事　鋼構造物工事　鉄筋工事　機械器具設置工事）
㉔　トンネル内装工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　板金工事）
㉕　保全土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　ほ装工事　造園工事　防水工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事）
㉖　保全施設工事（電気工事　電気通信工事　建築一式工事　機械器具設置工事　鋼構造物工事　管工事　水道施設工事　消防施設工事　熱絶縁工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　防水工事　内装仕上工事　建具工事）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①　地質・土質調査
②　測量
③　土木設計
④　海中構造物設計
⑤　機械・船舶設計
⑥　建築設計
⑦　造園緑化設計
⑧　その他の調査・設計
⑨　現場技術業務

2　申請の時期及び場所（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通）
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請
①　インターネット使用の場合　申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスにより、申請用データを送信するものとする。
（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（測量・建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp
②　郵送の場合（書留郵便に限る。持参による受付は行わない。）　申請者は、平成23年１月４日から平成23年１月31日（当日消印有効）までの間に、次の申請場所に郵送するものとする。
申請場所　〒651―0088 神戸市中央区小野柄通４－１－22　アーバンエース三宮ビル　本州四国連絡高速道路株式会社　経理部会計契約課　電話078―291―1035
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請　申請者は、平成23年２月１日以降随時に、2⑴②に掲げる申請場所において、郵送によってのみ申請を受け付ける。

3　申請の方法（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通）
⑴　申請書の入手方法
①　当社所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、当社ホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
（当社ホームページアドレス）
http://www.jb-honshi.co.jp
②　インターネットの使用による建設工事又は測量・建設コンサルタント等の申請者は、2⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。ただし、測量・建設コンサルタント等におけるパスワードの請求に当たっては、2⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに3⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し次に掲げる送付場所に郵送するものとする。
（送付先）
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒980―0802 仙台市青葉区二日町16－１　二日町東急ビル５階　東北地方整備局　定期受付会場　東北地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話022―211―5520

⑵　申請書の提出方法
①　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者。）は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、紙ファイルに綴じて書留又は簡易書留により送付するものとする。なお、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。
②　インターネットの使用による建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、2⑴①に掲げるホームページアドレスにアクセスし、3⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを3⑴②において入手したパスワードを用いて、送信するものとする。ただし、建設工事の申請者において、添付書類として次の（建設工事に係る添付書類）⑥に掲げる書類を次に掲げる送付先にファックス送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）
（送付先）
インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号082―502―9112
（建設工事に係る添付書類）
①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
④　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
⑤　業態調書
⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））
⑦　申請者が、その設立から5⑴建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑧　申請者が、その設立から5⑴建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
⑨　行政書士等の代理申請による場合には委任状
［注］
Ⓐ　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）